

# 児童福祉制度・手当についてのお知らせ

【詳しい手続き・ご相談】健康福祉課こども家庭センター係 ☎ 86-0212

## 児童扶養手当

ひとり親の方や、親に代わって子どもを養育している方に対し、生活の安定・自立の促進とともに、子どものすこやかな成長を願って支給されます。

### ●児童扶養手当を受給できる方

18歳に達する年度末までの児童（心身に障がいがある児童は20歳未満）を養育しているひとり親家庭（配偶者が一定程度障がいの状態にある場合も含む）の父や母、または養育者

※次の場合などは、対象になりません。

- ・養育者の所得が一定額以上の場合
- ・養育者、対象児童が公的な年金を受けられることができる場合（ただし、公的年金等の額が児童扶養手当額を下回る場合、その差額分を児童扶養手当として受給できます）
- ・対象児童が児童福祉施設などに入所している場合

### ●一部支給停止措置について

手当を受けてから5年以上を経過した方（8歳未満の児童を監護する方を除く）は、就労などの実績がない場合、手当額が2分の1に減額されます。該当する方には適用除外のための届書を送付していますので忘れずに提出してください。

※次の場合は、減額対象になりません。

- ・あなたが働いているか、求職活動をしている場合
- ・あなたが身体上または精神上的の障がいがある場合
- ・あなたが病気やケガで働くことができない場合
- ・あなたが子どもや親族を介護しなければならないため働くことができない場合

### ■支給内容（支給月は奇数月で、2カ月分が支給されます）

児童の数	全部支給のとき	一部支給のとき
1人目	月額 46,690 円	月額 11,010 ～ 46,680 円
2人目以降 (1人につき)	11,030 円を加算	5,520 ～ 11,020 円を加算

※所得限度額を超えた場合は、一部支給となります。

※一部支給については、所得に応じてきめ細かく定められています。

### ■所得制限限度額

扶養親族の数	本人の所得制限		配偶者・扶養義務者 (同居の直系血族および兄弟姉妹) の所得制限
	全部支給	一部支給	
0人	69万円	208万円	236万円
1人	107万円	246万円	274万円
2人	145万円	284万円	312万円

※扶養親族の数が3人以上のときは、1人につき38万円を加えた額になります。

### ●現況届の提出をお忘れなく

手当を受給している方は、毎年8月中に現況届の提出が必要になります。後日、該当する方に必要書類を送付しますが、現況届の提出がないと11月分以降の手当を受けることができません。忘れず、早めに提出ください。

各届出は期間内に  
忘れずに提出してね



## 特別児童扶養手当

特別児童扶養手当は、精神または身体に障がいのある児童の福祉増進のために支給されます。

### ●特別児童扶養手当を受給できる方

20歳未満で精神または身体に障がいのある児童を養育している父母または養育者

※次の場合などは、対象になりません。

- ・対象児童が児童福祉施設などに入所している場合
- ・養育者の所得が一定額以上の場合

### ●所得状況届の提出をお忘れなく

手当を受給している方は、8月12日～9月11日までの間に所得状況届の提出が必要になります。後日、該当する方に必要書類を送付しますが、所得状況届の提出がないと8月分以降の手当を受けることができません。忘れずに、早めに提出してください。

### ■支給内容（4月、8月、11月の3期に分けて支給します）

障害等級	1級	2級
手当月額	56,800 円	37,830 円

### ■所得制限限度額

扶養親族の数	本人の所得制限	配偶者・扶養義務者 (同居の直系血族および兄弟姉妹) の所得制限
0人	459万6千円	628万7千円
1人	497万6千円	653万6千円
2人	535万6千円	674万9千円

※扶養親族の数が3人以上のときは、1人につき38万円を加えた額になります。

## ■住宅関連の補助事業の募集を行っています

## 《住宅リフォーム支援事業》

住宅や空き家のリフォーム工事の費用を補助。

●対象工事 断熱化・バリアフリー化・克雪化・県産木材使用工事

## ●補助率（上限額）

▼移住・新婚・子育て世帯 30%（30万円）

▼右記以外の世帯 10%（12万円）

## 《子育て・若者世帯住宅取得支援事業》

子育て・若者世帯の新築や新築建売住宅の購入費用を補助。

●世帯要件 世帯員全員が50歳未満

## ●補助額

▼他市町村から移住 100万円

▼右記以外の世帯 60万円

※町内業者と契約の場合30万円を加算します。

## 《木造住宅耐震診断士派遣事業》

昭和56年5月31日以前に着工した木造住宅の耐震診断を実施。

## ●費用

▼耐震診断 1万円

▼補強計画の作成 5千円

## 《木造住宅耐震改修事業》

木造住宅耐震診断士派遣事業の耐震診断を受けた住宅の耐震

改修工事を補助。

●補助額 工事費の2分の1（上限80万円）

※すべての事業について、着工前（購入前）の申請が必要です。

## ■セーフティネット登録住宅のご案内

セーフティネット登録住宅は住宅確保に配慮を要する方について、その属性を理由に入居を拒まない住宅として山形県に登録された賃貸住宅です。

セーフティネット登録住宅の入居者は家賃や家賃債務保証に対する補助を活用できます。

●入居対象 低額所得者、高齢者、子育て世帯等

## ●補助額

▼家賃 家賃と入居者の収入によつて算定される入居者負担額との差額（月あたり上限4万円）

▼家賃債務保証 家賃債務保証料の2分の1（上限6万円）

## 【問い合わせ】

建設課都市・住宅係

☎ 85-16139

## 高齢者の補聴器購入を支援します

聴力低下による閉じこもりや認知機能の低下を防ぐとともに、地域や社会とのつながりを継続していくことを目的に、補聴器の購入費用の一部を補助します。今年度より、住民税の課税状況にかかわらず補助の対象となります。昨年度購入された方も対象になりますので、詳しくはお問い合わせください。

## ❖補助対象者…下記の①～⑦のすべてに該当する方

- ①白鷹町内に住所を有する65歳以上の方
- ②障害者総合支援制度に係る補装具費支給の対象とならない方
- ③町または地域包括支援センターが実施するアンケートや調査等に継続して協力することに同意した方
- ④これまで補助金の交付を受けたことがない方
- ⑤補聴器を初めて購入する方（これまで補聴器を購入したことがある方のうち、補聴器相談医または補聴器専門店等※のいずれかを經ないで補聴器を購入した方を含む）
- ⑥補聴器相談医の診断により補聴器の使用が必要と認められた方
- ⑦補聴器専門店等において補聴器を購入した方

※認定補聴器専門店または認定補聴器技能者が在籍する店舗をいいます。

## ❖補助率等…下記の①または②のうちいずれか少ない方の額

- ①自己負担額の2分の1に相当する額
- ②住民税非課税者：両耳の場合4万円、片耳の場合2万円  
住民税課税者：両耳の場合2万円、片耳の場合1万円

## ❖手続き

医療機関や補聴器専門店等の要件がありますので、補助の活用を希望される方は、事前にホームページで確認いただくか、健康福祉課地域生活支援係にお問い合わせください。



詳細はこちらからご確認ください